

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

離婚女性の寡婦控除

Q: 私は現在40才ですが、昨年、夫と離婚して再婚せずに働きながら小学生の子供を育てています。私のような女性の場合、所得税の計算上、何か優遇してもらえるのでしょうか。

A: 寡婦控除として、所得から一定額が差し引けます。

【解説】

通常「寡婦」とは未亡人のことをいいますが、税法上は次の(1)又は(2)に該当する人で老年者に該当しない人をいいます。

(1) 次のすべての要件を満たす婦人

- ① 夫と死別・離婚した後再婚をしていない人、又は夫の生死の明らかでない人
- ② 扶養親族その他その人と生計を一にするその年分の総所得金額等が38万円以下の子がいる人

(2) 次のすべての要件を満たす婦人

- ① 夫と死別した後再婚をしていない人、又は夫の生死の明らかでない人
- ② 合計所得金額が500万円以下である本人が寡婦である場合には、所得の合計額から27万円を控除できます。また、上記(1)の①②及び(2)の②を条件を満たし、扶養親族である子供がいる場合には、8万円を加算した35万円を控除できます。

ご質問の場合、あなたの合計所得金額が500万円以下であれば、寡婦控除として、所得から35万円を控除することができますし、500万円を超えたとしても、27万円を控除することができます。

